

## 第2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理

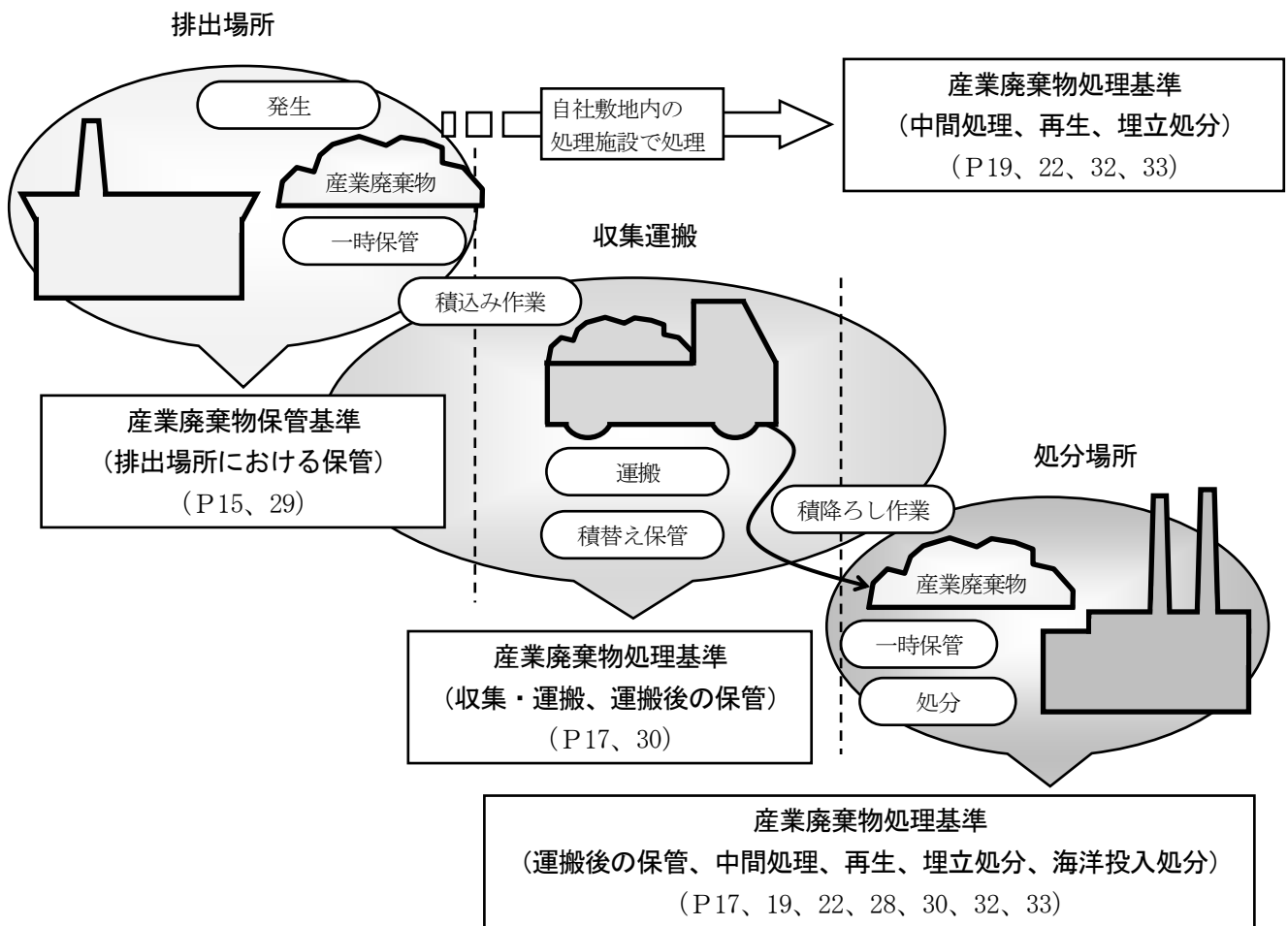
### 1 処理に係る基準の概要

#### (1) 廃棄物の発生から最終処分までの過程と適用基準

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物については、その発生から最終処分に至るまでの各過程において、生活環境保全上多くの処理基準が設けられており、適正な処理を行うためには、これらの基準を遵守する必要があります。（法第12条第1項、第12条の2第1項）

それぞれの過程ごとの適用基準は、図表13のとおりです。

図表13 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準



排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者には、図表 14 のとおり、産業廃棄物保管基準又は産業廃棄物処理基準が適用されます。

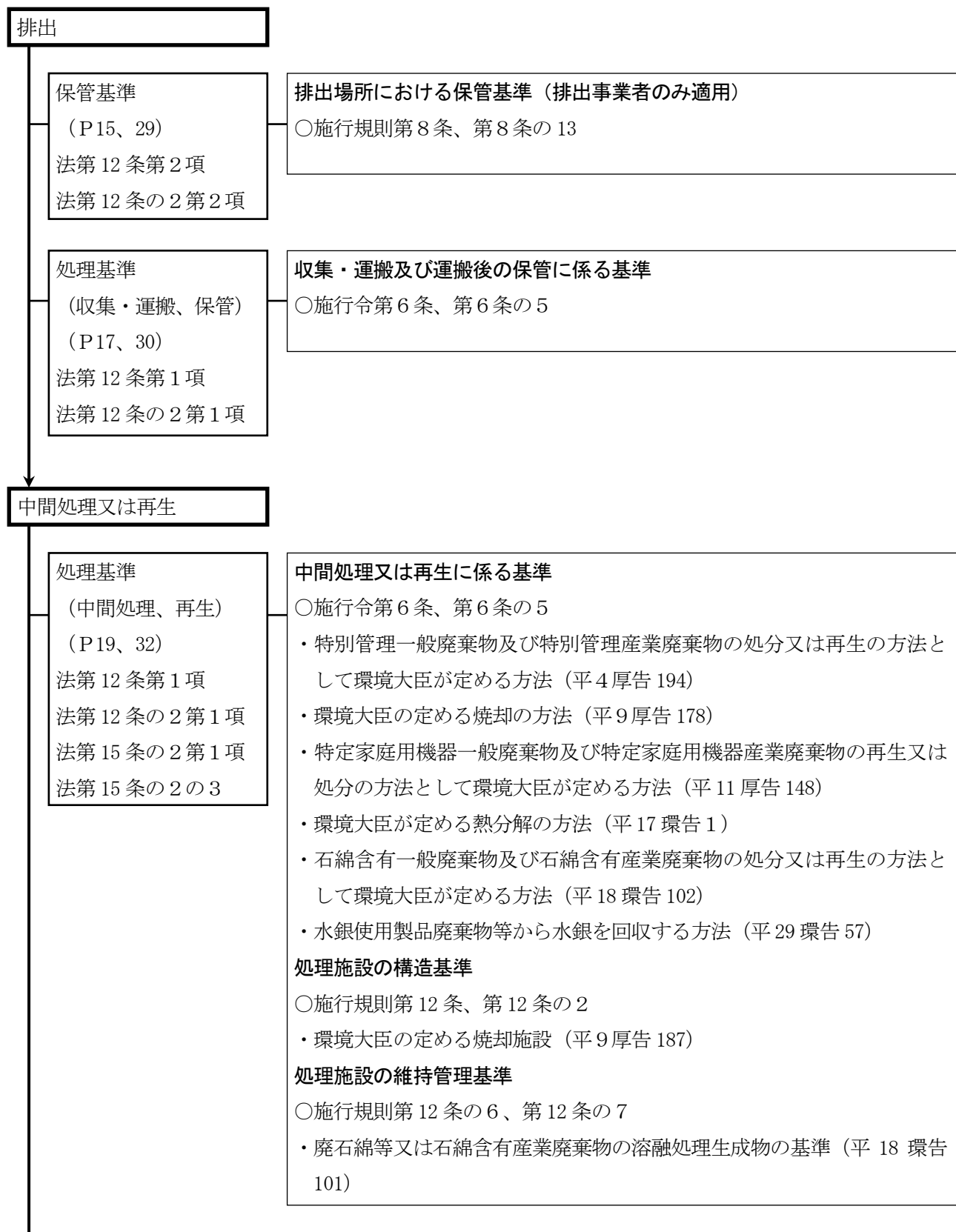
図表 14 産業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲

		排出事業者		産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者
		事業所内	事業所外	
産業廃棄物保管基準		○	—	—
産業廃棄物処理基準	収集・運搬		○	○
	運搬後の保管	—	○	○
	中間処理		○	○
	再生		○	○
	埋立処分		○	○
	海洋投入処分		○	○

## (2) 処理基準の法体系

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理基準は、法、施行令、施行規則及び告示等で図表 15 のとおり規定されています。

図表 15 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準



最終処分

処理基準  
(埋立処分)  
(P22、33)  
法第12条第1項  
法第12条の2第1項

**埋立処分に係る基準**

○施行令第6条、第6条の5

- ・金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭52環境庁告5）
- ・特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に係る基準（平4環境庁告42）
- ・特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平4厚告194）
- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法（平10環境庁告34）
- ・無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平18環告98）
- ・石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平18環告99）
- ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理生成物の基準（平18環告101）
- ・石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平18環告102）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平18環告105）

**最終処分場の構造基準及び維持管理基準**

- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭52総・厚令1）
- ・排水基準を定める省令（昭46総令35）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平12総・厚令2）

処理基準  
(海洋投入処分)  
(P28)  
法第12条第1項

**海洋投入処分に係る基準**

○施行令第6条

- ・廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平17環令28）

処分終了

## 2 産業廃棄物の処理に係る基準

### (1) 産業廃棄物保管基準

適用者：排出事業者のみ

適用行為：産業廃棄物を搬出するまでの間の保管

※ 排出事業者が搬出後に保管する場合は、産業廃棄物処理基準（運搬後の保管）が適用されます。

図表 16 産業廃棄物保管基準（施行規則第8条）

#### 1 飛散、流出等の防止措置

(1) 保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

また、産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(2) 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(3) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、次の点に注意すること。

① 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

② 石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、覆いや梱包などの必要な措置を講ずること。

(4) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

#### 2 囲いの設置及び構造等

(1) 保管する産業廃棄物の周囲に囲いを設けること。

(2) 囲いに産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、構造耐力上の安全性を確保すること。（対廃棄物の荷重ほか、風圧力、地震など）

#### 3 積上げ高さ制限（図表 17）

(1) 産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、次の点に注意すること。

① 産業廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端からこう配 50%（約 26 度）以下とすること。

② 産業廃棄物が囲いに接する場合は、囲いの内側 2m は囲いの上端より 50cm 以下とし、2m 以上内側は 2m 線からこう配 50% 以下とすること。

(2) 囲いが産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。

(3) 使用済自動車等については、別途定められた保管基準を遵守すること。

#### 4 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること。（表示例は図表 18 参照）

(1) 掲示板の大きさ 縦 60cm 以上×横 60cm 以上

(2) 表示すべき事項

① 産業廃棄物の保管場所である旨

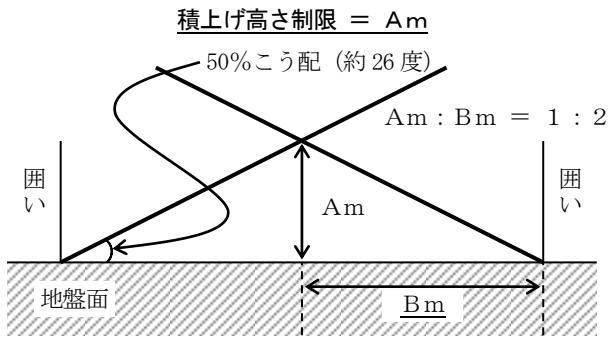
② 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。）

③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

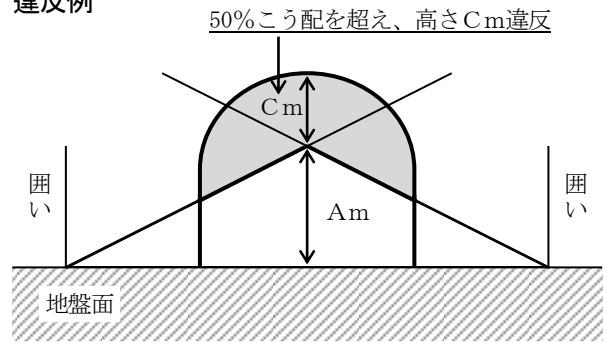
④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）

図表 17 積上げ高さ制限

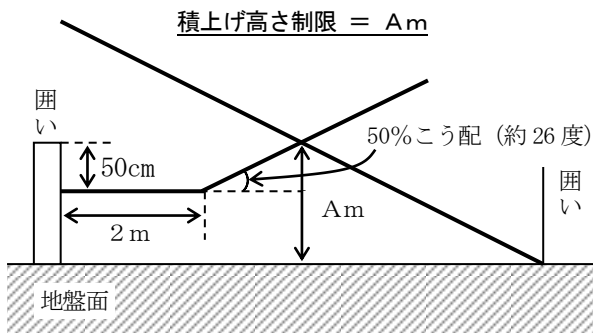
【産業廃棄物が囲いに接しない場合】



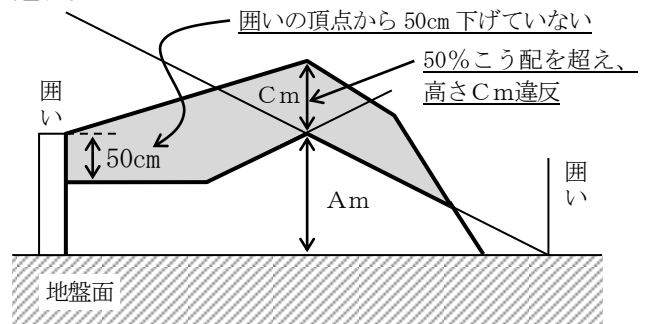
違反例



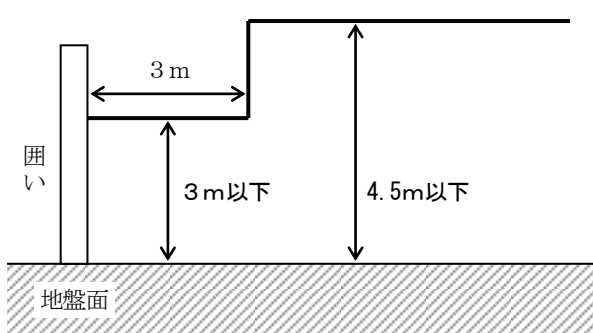
【産業廃棄物が囲いに接する場合】



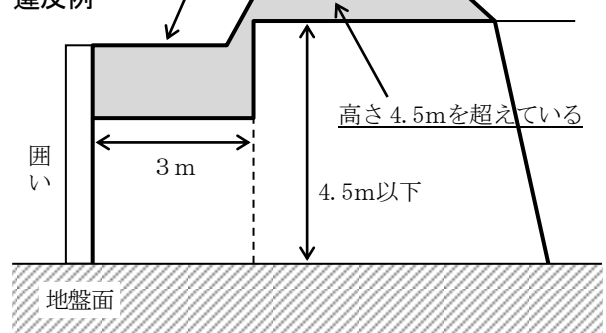
違反例



【使用済自動車を保管する場合】



違反例



図表 18 保管場所における掲示板の表示例

産業廃棄物の保管場所	
管理者及び連絡先等	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇 責任者 環境管理課 〇〇
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
最大積上げ高さ	2 m
保管上限	30 m <sup>3</sup>

60cm 以上

60cm 以上

積替え保管を行う収集運搬業者は「産業廃棄物の積替え保管場所」と記載すること。

積替え保管を行う収集運搬業者及び処分業者のみ記載すること。

## (2) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）

適用者：排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者

適用行為：収集・運搬、運搬後の保管

図表 19 産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第6条）

### 1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

### 2 収集運搬を行う場合の措置

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物については、破碎することのないように、かつ、その他の物と混合するおそれのないように収集運搬を行うこと。

### 3 運搬車両等への表示義務及び書面備付義務

- (1) 収集運搬時には、P18 図表 20 に示す表示例を参考として、運搬車両等に氏名又は名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時には、P19 図表 21 に示す書面等を備え付けておくこと。

### 4 積替えを行う場合の措置

- (1) 周囲に囲いを設け、産業廃棄物の積替え場所である旨を表示すること。
- (2) 積替え場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (3) 積替え場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物については、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

### 5 保管を行う場合の基準

次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、保管を行ってはならない。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

### 6 保管場所における措置

- (1) P15 図表 16 の産業廃棄物保管基準 1～3 に掲げる措置を講ずること。

1 飛散、流出等の防止措置

2 囲いの設置及び構造等

3 積上げ高さ制限

【再掲】

## (2) 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の事項を表示した縦横とも 60cm 以上の掲示板を設置すること。

(表示例は図表 18 参照)

- ① 産業廃棄物の保管場所である旨
- ② 保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。)
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 最大積上げ高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合、積上げ高さ制限は図表 17 参照)
- ⑤ 保管上限 (次項で算出される保管可能量)

## 7 保管上限

### (1) 産業廃棄物を保管できる量の制限

1日当たりの平均搬出量×7日分

※ 平均搬出量とは、前月の産業廃棄物の総搬出量 (複数の産業廃棄物を取り扱う場合はその合計量) を前月の総日数で除して得られる数量とする。

(前月の総搬出量÷前月の総日数) × 7日分=保管上限 (保管可能量)

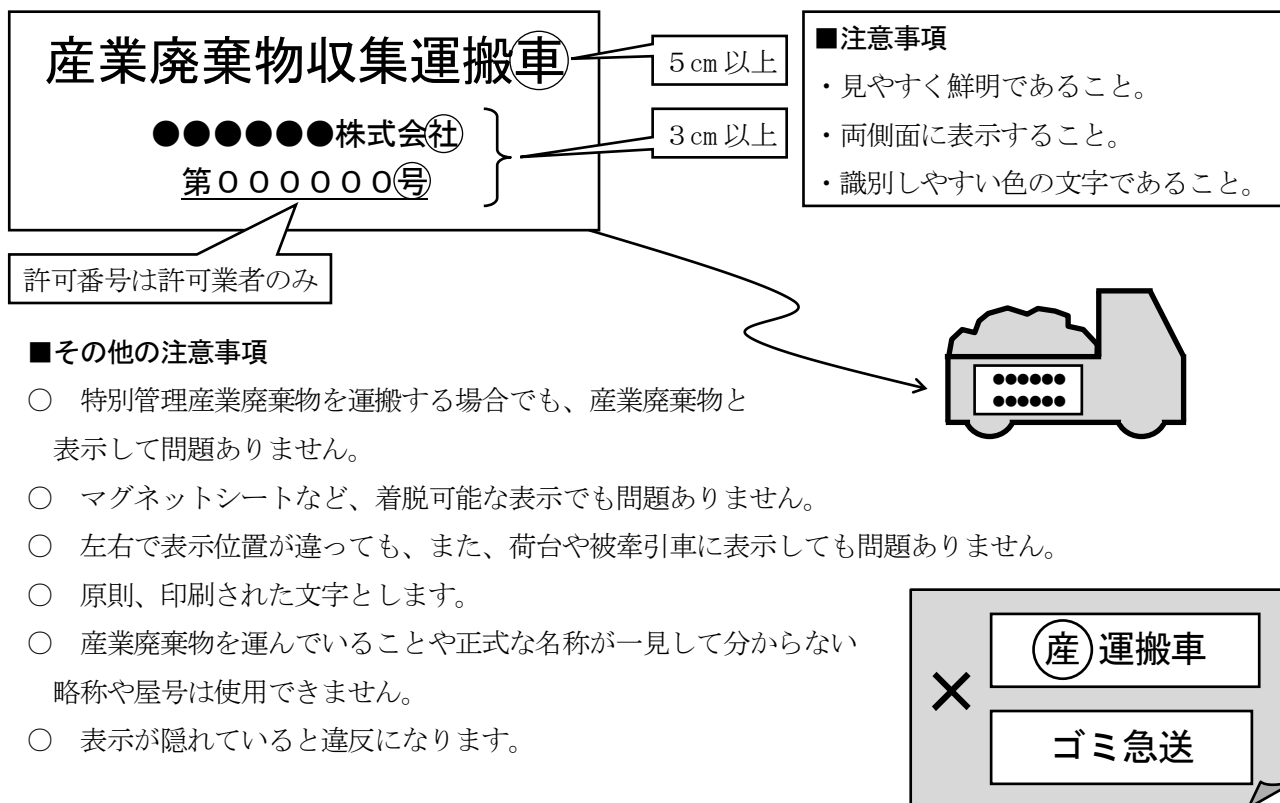
例： 4月 (総日数 30日) の産業廃棄物の総搬出量 1,500 m<sup>3</sup>

(1,500 m<sup>3</sup>÷30日) × 7日分=350 m<sup>3</sup>

### (2) 適用除外

- ・船舶を用いて運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき
- ・使用済自動車等を保管する場合

図表 20 運搬車両への表示例



※ 船舶への表示は、施行規則で定める様式第一号を参考にしてください。



図表 21 収集運搬時に備え付けておくべき書面等

排出事業者が自ら運搬する場合	産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合
次の内容を記載した書面 ① 氏名又は名称及び住所 ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先	1 許可証の写し 2 紙マニフェストを使用する場合 交付された紙マニフェスト 3 電子マニフェストを使用する場合 (1) 電子マニフェストの使用証の写し (2) 次の内容を記載した書面又は電子データ (内容を直ちに表示できること。 (インターネット通信による方法でも可) ) ① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ② 委託者の氏名又は名称 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称及び連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

(3) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））

適用者：排出事業者、産業廃棄物処分業者

適用行為：処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）

図表 22 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））  
（施行令第6条）

<p>1 保管を行う場合の措置等</p> <p>P17 図表 19 の産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管） 5 及び 6 の措置等を講ずること。</p> <p>〔 5 保管を行う場合の基準                      6 保管場所における措置 〕 【再掲】</p> <p>2 保管上限</p> <p>(1) 産業廃棄物を保管できる量の上限</p> <p>処理施設の 1 日当たりの処理能力×14 日分＝保管上限（基本数量）</p> <p>(2) 保管上限数量の特例</p> <p>① 船舶を用いて産業廃棄物を搬入する場合であって、船舶の積載量が基本数量を超えるとき</p> <p>船舶の積載量＋基本数量×1／2</p> <p>② 処理施設の定期点検等（突発的な点検及び7 日以下の定期点検を除く。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合</p> <p>処理施設の 1 日当たりの処理能力×定期点検等の開始日から経過した日数＋基本数量×1／2</p> <p>※ 定期点検等の終了日に保管していた数量が基本数量を超えていたときは、定期点検等の終了翌日から 60 日間に限り、当該現に保管していた数量を超えない数量とする。</p> <p>③ 優良認定を受けた産業廃棄物処分業者が廃プラスチック類を保管する場合</p> <p>処理施設の 1 日当たりの処理能力×28 日分</p> <p>④ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生するために保管する場合</p>
---

ア 木くず、コンクリートの破片 処理施設の1日当たりの処理能力×28日分

※ 排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が新型インフルエンザ等によるときは49日分

イ アスファルト・コンクリートの破片 処理施設の1日当たりの処理能力×70日分

※ 排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が新型インフルエンザ等によるときは91日分

⑤ 豪雪地帯指定区域内において、廃タイヤを冬季（11月～翌年3月）に保管する場合

処理施設の1日当たりの処理能力×60日分

⑥ 使用済自動車等を保管する場合

特別の基準を適用

⑦ 汚泥（有機性汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及び④の建設業に係る産業廃棄物を除く。）、鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により保管する場合

処理施設の1日当たりの処理能力×35日分

### 3 保管期間

処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

### 4 焼却を行う場合の基準

産業廃棄物の焼却を行う場合には、(1)の構造を備えた設備で(2)の方法により行うこと。

(1) 焼却設備の構造（施行規則第1条の7）

① 空気取入口及び煙突の先端以外で外気と接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で産業廃棄物を焼却できること。

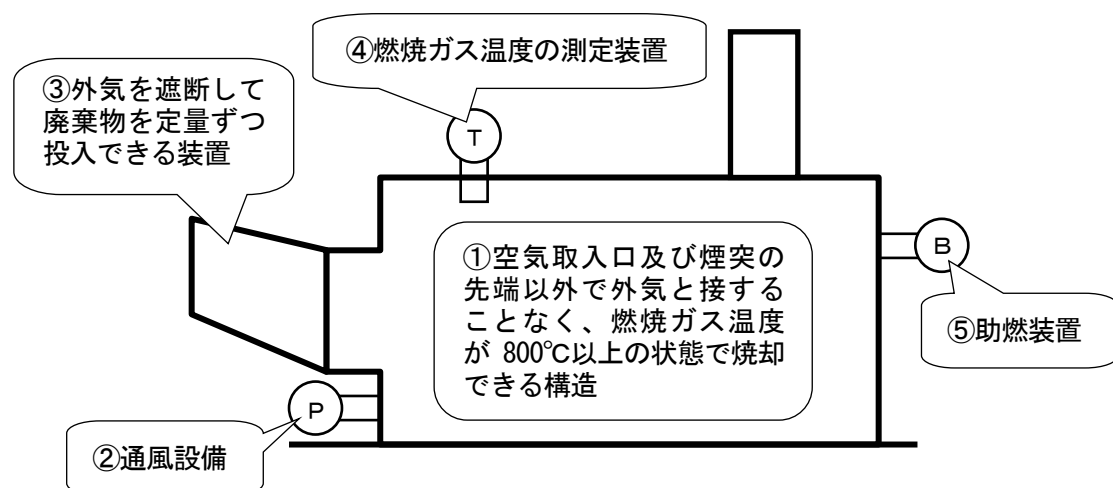
② 燃焼に必要な量の空気の通風が行えること。

③ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できること。

④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。（製鋼用電気炉等を除く。）

⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。（製鋼用電気炉等を除く。）

#### 構造基準のイメージ



(2) 焼却の方法（平9厚告178）

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
- ② 煙突の先端から火炎や黒煙を出さないこと。
- ③ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと。

**5 熱分解を行う場合の基準**

産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること。）を行う場合には、(1)の構造を備えた設備で(2)の方法により行うこと。

(1) 熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）

- ① 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させないこと。
- ② 熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保てること。
- ③ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できること。
- ④ 残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却できること。
- ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち、炭化水素油として回収されないガスを適正に処理できること。

※ 処理に伴って生じた不要なガスを燃焼させると焼却に該当するが、再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合であって、一定の条件を満たすものは燃焼させても焼却に該当しない。

(2) 熱分解の方法（平17環告1）

- ① 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないこと。
- ② 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないこと。
- ③ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

#### (4) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

##### ① 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

適用者：排出事業者、産業廃棄物処分業者

適用行為：埋立処分

図表 23 産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条）

#### 1 地中空間の利用禁止

産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で行ってはならない。ただし、次に掲げる産業廃棄物（以下「安定型産業廃棄物」という。）は除く。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (4) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (5) がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
- (6) 熔融処理生成物（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融したことにより生じた廃棄物であって、鉱さいであるものに限る。）

#### 2 安定型産業廃棄物の埋立て

安定型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置が講じられていない処分場）においては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること。

※ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物については、分別して排出するか、選別して熱しゃく減量を5%以下とすること。（平10環境庁告34）

#### 3 有害な産業廃棄物の埋立て

次に掲げる有害な産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場）で行うこと。

- (1) 燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、1,4-ジオキサンが判定基準に適合しないもの
- (2) 汚泥（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB、セレン、シアン化合物が判定基準に適合しないもの
- (3) 水銀含有ばいじん等のうち、ばいじん、燃え殻、汚泥又はそれらの処理物を環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの

#### 4 その他の産業廃棄物の埋立て

安定型産業廃棄物及び3で掲げた有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工や浸出液処理設備等の設置、放流水や周縁地下水の水質維持など）が講じられた処分場）で行うこと。

## 5 埋立方法等の基準

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる産業廃棄物（熱しゃく減量 15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね 3 m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50cm 覆うほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

## 6 周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置  
処分場の周囲に囲いを設け、みだりに人が立ち入れないようにすること。
- (2) 表示  
入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の処分場である旨を表示すること。  
また、有害な産業廃棄物の処分場については、その旨を併せて表示すること。

### ② 種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系

産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分にあたっては、産業廃棄物の種類ごとに処理基準が定められています。

図表 24 種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条）

#### 1 安定型産業廃棄物の埋立処分基準

次の安定型産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）については、必要な中間処理等を行った後、安定型最終処分場又は管理型最終処分場で処分することができます。

産業廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） ゴムくず	①中空の状態でないように、最大径おおむね 15cm 以下に破砕又は切断 ②廃プラスチック類は溶融加工	安定型
金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） がれき類		
廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） ゴムくず	③焼却又は熱分解	管理型

## 2 安定型産業廃棄物以外の埋立処分基準

安定型産業廃棄物以外については、必要な中間処理等を行った後、管理型最終処分場で処分することができます。

産業廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装）	①中空の状態でないように、最大径おおむね15cm以下に破砕又は切断 ②溶融加工、焼却又は熱分解	管理型
廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）		
金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物）		
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物）		
燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、鋳さい、産業廃棄物処理物		
ばいじん	こん包等	
廃油（タールピッチ類を除く。）	焼却又は熱分解	
廃油（タールピッチ類）		
無機性汚泥（水面埋立を除く。）	焼却又は熱分解若しくは含水率85%以下	
無機性汚泥（水面埋立）		
有機性汚泥（水面埋立を除く。）	腐敗物の処分基準に従うこと	
有機性汚泥（水面埋立）	焼却又は熱分解	
腐敗物 ①有機性汚泥、②動植物性残さ、③動物系固形不要物、④家畜ふん尿、⑤動物の死体、⑥これら（①～⑤）の処理物	①焼却（熱しゃく減量15%以下） ②コンクリート固型化（※） ③一層の厚さを3m（腐敗物混入率40%以上の場合は50cm）以下とし、一層ごとに50cmの覆土	
廃酸、廃アルカリ	埋立禁止 中和処理（pH5.8～8.6）後に放流	

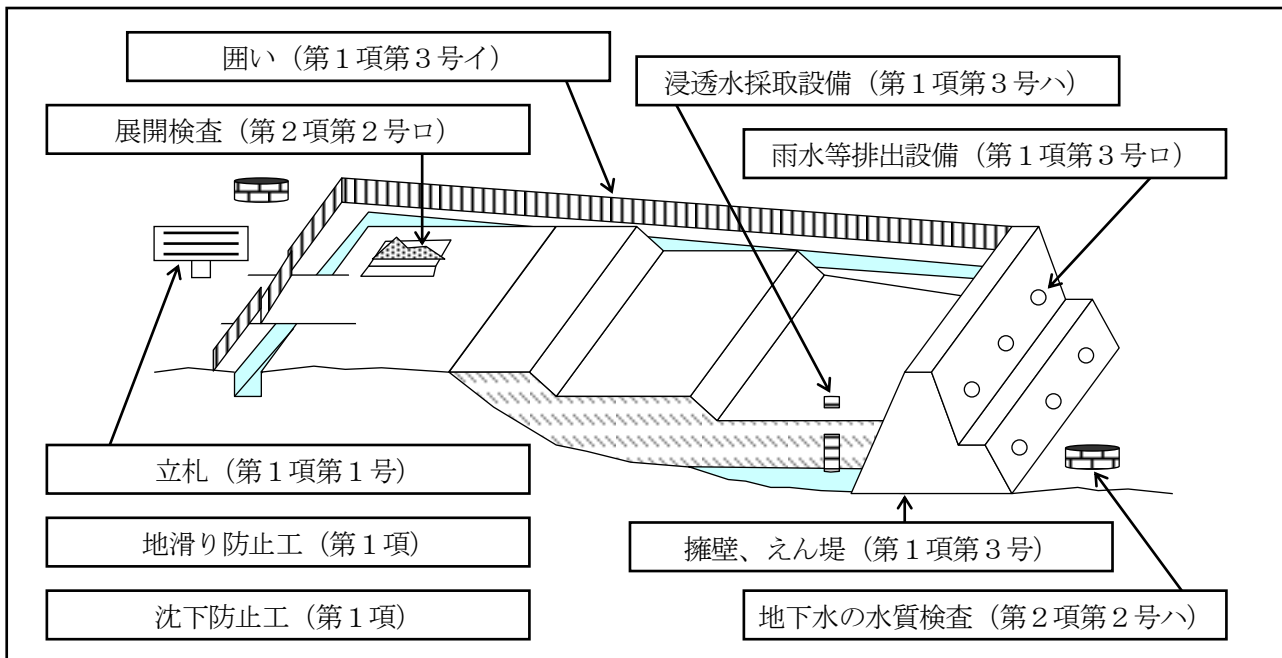
※ コンクリート固型化に関する基準（昭52環境庁告5）

- ① 結合材は、水硬性セメントであることとし、その配合量はコンクリート固型化物1m<sup>3</sup>当たり150kg以上
- ② コンクリート固型化物の強度は、一軸圧縮強度が0.98MPa以上
- ③ コンクリート固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。
  - ア 体積（m<sup>3</sup>）と表面積（m<sup>2</sup>）との比が1以上であること。
  - イ 最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。
  - ウ 最小寸法が5cm以上であること。

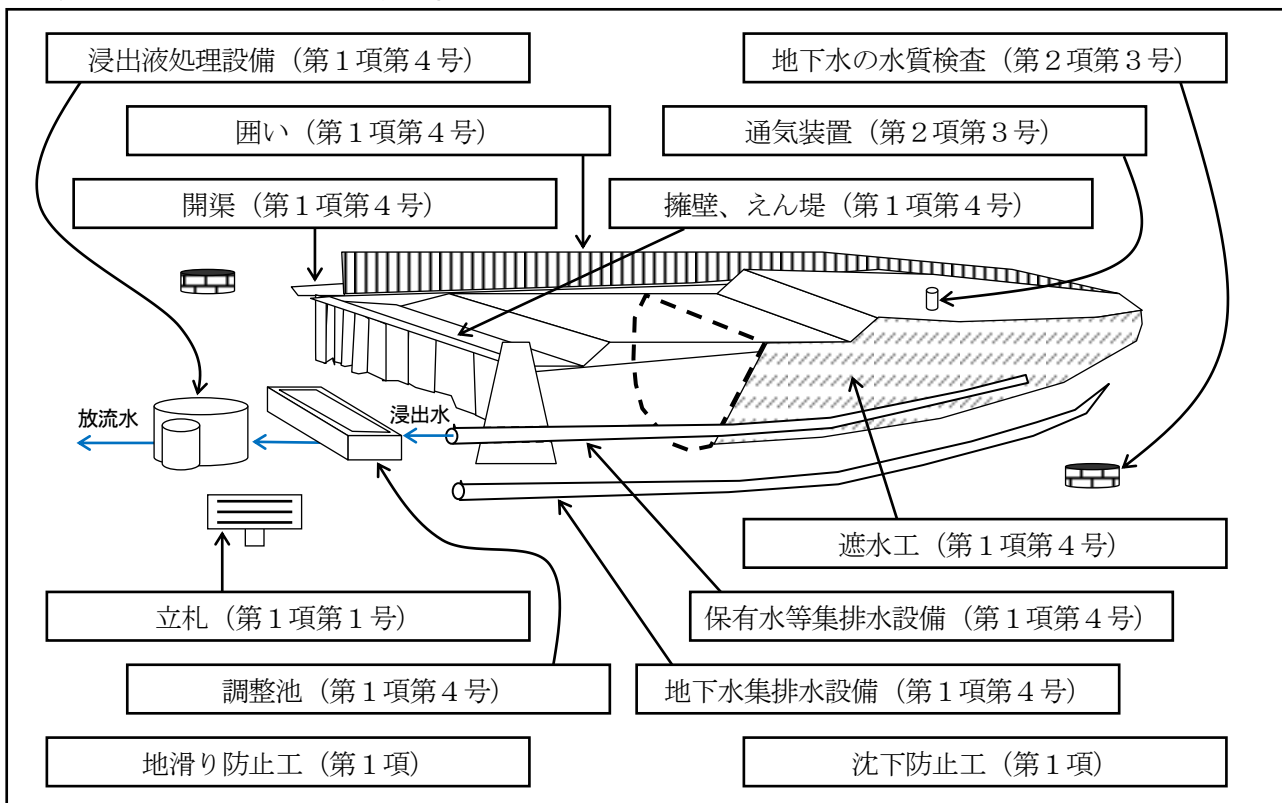
③ 安定型最終処分場と管理型最終処分場

埋立処分を行うことができる最終処分場の種類については、図表 25 に示す「安定型最終処分場」と図表 26 に示す「管理型最終処分場」に区分されており、構造等が異なります。

図表 25 安定型最終処分場の構造等（最終処分基準省令（※）第 2 条）



図表 26 管理型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）



※ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭 52 総・厚令 1）

安定型最終処分場においては、図表 27 に掲げる項目について浸透水及び周縁地下水（2か所以上）の水質検査を行い、浸透水が基準を超過した場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。また、周縁地下水の水質悪化が認められる場合は、原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。（最終処分基準省令第2条第2項第2号）

図表 27 安定型最終処分場の浸透水・周縁地下水の検査項目等

1 次に掲げる項目について、1年に1回以上検査を行うこと。

検査項目		基準
1	アルキル水銀	検出されないこと
2	総水銀	0.0005mg/L以下
3	カドミウム	0.003mg/L以下
4	鉛	0.01mg/L以下
5	六価クロム	0.05mg/L以下
6	砒素	0.01mg/L以下
7	全シアン	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
11	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
12	四塩化炭素	0.002mg/L以下
13	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
14	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
15	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
19	チウラム	0.006mg/L以下
20	シマジン	0.003mg/L以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
22	ベンゼン	0.01mg/L以下
23	セレン	0.01mg/L以下
24	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
25	クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下

※ 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいいます。

2 次に掲げる検査項目について、1か月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては、3か月に1回）以上検査を行うこと。（浸透水のみ）

検査項目		基準
1	生物化学的酸素要求量（BOD）	20mg/L以下
2	化学的酸素要求量（COD）	40mg/L以下



また、管理型最終処分場においては、図表 28 に掲げる項目について放流水及び周縁地下水（2か所以上）の水質検査を行い、基準に適合するよう維持管理しなければなりません。また、周縁地下水の水質悪化が認められる場合は、原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。（最終処分基準省令第2条第2項第3号）

図表 28 管理型最終処分場の放流水・周縁地下水の検査項目等

1 次に掲げる項目について、1年に1回以上検査を行うこと。

検査項目		放流水の基準	周縁地下水の基準
有害物質関係	1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L 以下	総水銀 0.0005mg/L 以下
	3 カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L 以下	カドミウム 0.003mg/L 以下
	4 鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L 以下	鉛 0.01mg/L 以下
	5 有機燐化合物	1mg/L 以下	—
	6 六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L 以下	六価クロム 0.05mg/L 以下
	7 砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L 以下	砒素 0.01mg/L 以下
	8 シアン化合物	シアン 1mg/L 以下	全シアン 検出されないこと
	9 PCB	0.003mg/L 以下	検出されないこと
	10 トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	11 テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	12 ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	13 四塩化炭素	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下
	14 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	0.004mg/L 以下
	15 1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下
	17 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	1mg/L 以下
	18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	0.006mg/L 以下
	19 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下
	20 チウラム	0.06mg/L 以下	0.006mg/L 以下
	21 シマジン	0.03mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	22 チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	23 ベンゼン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	24 セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L 以下	セレン 0.01mg/L 以下
	25 1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	26 クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	—	0.002mg/L 以下
	27 ほう素及びその化合物	ほう素 50mg/L(海域は230mg/L)以下	—
	28 ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L 以下	—
	29 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素 200mg/L 以下	—
	30 ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	1pg-TEQ/L 以下
生活環境項目関係	1 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下	—
	2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L 以下	—
	3 フェノール類含有量	5mg/L 以下	—
	4 銅含有量	3mg/L 以下	—
	5 亜鉛含有量	2mg/L 以下	—
	6 溶解性鉄含有量	10mg/L 以下	—
	7 溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下	—
	8 クロム含有量	2mg/L 以下	—
	9 大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下	—
	10 燐含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)以下	—

2 放流水は、次に掲げる事項について、1か月に1回以上検査を行うこと。

検査項目		基準
1	水素イオン濃度（水素指数）	5.8～8.6（海域は5.0～9.0）
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	60mg/L以下
3	化学的酸素要求量（COD）	90mg/L以下
4	浮遊物質（SS）	60mg/L以下
5	窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）以下

3 周縁地下水は、電気伝導率又は塩化物イオンについて、1か月に1回以上測定を行うこと。

※1 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいいます。

2 「日間平均」による排水基準値は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものです。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量（BOD）を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量（COD）を除きます。

4 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準は、環境大臣が定める海域、湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用されます。

5 平成25年5月31日までに設置された処分場における1,4-ジオキサン放流水の基準は、当面の間10mg/L以下です。

## (5) 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）

産業廃棄物の海洋投入処分にあたっては、図表29に示す基準を遵守してください。

図表29 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）（施行令第6条）

### 1 講ずべき措置

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 海洋投入処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

### 2 海洋投入処分できる産業廃棄物

次に掲げる産業廃棄物（国内において生じたものであって、環境省令で定める基準に適合するものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができる。

#### (1) 次に掲げる汚泥

- ① 農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される汚泥
- ② ボーサイトを原料とする水酸化アルミニウム製造工程から排出される汚泥
- ③ 建設工事に伴って生じた汚泥

(2) 廃酸又は廃アルカリ（農産物を原料とする食品等の製造工程から排出されるものであって、船舶に積み込む際の水素イオン濃度指数を5.0～9.0にしたもの）

(3) 動植物性残さ（摩砕したもの）

(4) 家畜ふん尿（浮遊性のきょう雑物を除去したもの）

※(1)～(4)に該当する産業廃棄物であっても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

### 3 海洋投入方法等

2に掲げる産業廃棄物を海洋投入処分できる海域及び方法については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）に定めるところによる。

### 3 特別管理産業廃棄物の処理に係る基準

#### (1) 特別管理産業廃棄物保管基準

適用者：排出事業者のみ

適用行為：特別管理産業廃棄物を搬出するまでの間の保管

※ 排出事業者が搬出後に保管する場合は、特別管理産業廃棄物処理基準（運搬後の保管）が適用されます。

図表 30 特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第 8 条の 13）

#### 1 飛散、流出等の防止措置

(1) 保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

また、特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(2) 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(3) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合又は特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合等を除く。）

#### 2 種類別の措置

(1) 廃油

容器に入れて密封するなど、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

(2) 廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物

容器に入れて密封するなど、揮発防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食防止のために必要な措置を講ずること。

(3) 廃酸及び廃アルカリ

容器に入れて密封するなど、腐食防止のために必要な措置を講ずること。

(4) 廃水銀等

容器に入れて密封するなど、飛散、流出又は揮発防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食防止のために必要な措置を講ずること。

(5) 廃石綿等

こん包するなど、飛散防止のために必要な措置を講ずること。

(6) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物

容器に入れて密封するなど、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。

#### 3 囲いの設置及び構造等

(1) 保管する特別管理産業廃棄物の周囲に囲いを設けること。

(2) 囲いに特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、構造耐力上の安全性を確保すること。  
(対廃棄物の荷重ほか、風圧力、地震など)

#### 4 積上げ高さ制限（P16 図表 17）

- (1) 特別管理産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、次の点に注意すること。
  - ① 特別管理産業廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端からこう配 50%（約 26 度）以下とすること。
  - ② 特別管理産業廃棄物が囲いに接する場合は、囲いの内側 2 m は囲いの上端より 50 cm 以下とし、2 m 以上内側は 2 m 線からこう配 50% 以下とすること。
- (2) 囲いが特別管理産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。

#### 5 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること。（表示例は P16 図表 18 参照）

- (1) 掲示板の大きさ 縦 60 cm 以上×横 60 cm 以上
- (2) 表示すべき事項
  - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
  - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類
  - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
  - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

#### (2) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）

適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者

適用行為：収集・運搬、運搬後の保管

#### 図表 31 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第 6 条の 5）

##### 1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の収集運搬には、運搬用パイプラインを使用しないこと。（ただし、消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令第 3 条第 3 号に規定する移送取扱所において収集運搬する場合を除く。）
- (4) 感染性産業廃棄物、廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物及び廃水銀等の収集運搬には、次に掲げる構造を有する運搬容器を使用すること。
  - ① 密閉できるなど、PCB の漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
  - ② 収納しやすいこと。
  - ③ 損傷しにくいこと。

##### 2 収集運搬を行う場合の措置

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (4) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集運搬すること。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合又は特別管理産業廃棄

物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合等を除く。)

### 3 運搬車両等への表示義務及び書面携帯義務

- (1) 収集運搬時には、P18図表 20 に示す表示例を参考にして、運搬車両等に氏名、名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時には、P19図表 21 に示す書面等を備え付けておくこと。

### 4 積替えを行う場合の措置

- (1) P29図表 30 の 1～2 に掲げる措置を講ずること。

1 飛散、流出等の防止措置	【再掲】
2 種類別の措置	
- (2) 周囲に囲いを設け、次に掲げる事項を表示すること。
  - ① 特別管理産業廃棄物の積替え場所である旨
  - ② 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
  - ③ 積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

### 5 保管を行う場合の基準

次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、保管を行ってはならない。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

※ 廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。

### 6 保管場所における措置

- (1) P29図表 30 の 1～4 に掲げる措置を講ずること。

1 飛散、流出等の防止措置	【再掲】
2 種類別の措置	
3 囲いの設置及び構造等	
4 積上げ高さ制限	
- (2) 掲示板の設置  
周囲から見やすい箇所に、次の事項を表示した縦横とも 60cm 以上の掲示板を設置すること。  
(表示例はP16 図表 18 参照)
  - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
  - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類
  - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
  - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合、積上げ高さ制限はP16 図表 17 参照）
  - ⑤ 保管上限（保管可能量）

### 7 保管上限

- (1) 特別管理産業廃棄物を保管できる量の制限  
1日当たりの平均搬出量×7日分（計算方法はP17 図表 19 の 7(1)参照）
- (2) 適用除外  
船舶を用いて運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき

(3) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））

適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物処分業者

適用行為：処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）

図表 32 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））（施行令第6条の5）

1 保管を行う場合の措置等

P30 図表 31 の特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）5及び6の措置等を講ずること。

- |   |              |      |
|---|--------------|------|
| } | 5 保管を行う場合の基準 | 【再掲】 |
|   | 6 保管場所における措置 |      |

2 保管上限

特別管理産業廃棄物を保管できる量の上限

処理施設の1日当たりの処理能力×14日分＝保管上限

3 保管期間

処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 焼却又は熱分解を行う場合の基準

P19 図表 22 の産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））4及び5の基準によること。

- |   |               |      |
|---|---------------|------|
| } | 4 焼却を行う場合の基準  | 【再掲】 |
|   | 5 熱分解を行う場合の基準 |      |

5 処分又は再生方法（平4厚告194）

特別管理産業廃棄物の処分又は再生方法は次のとおり。（処分後は通常の産業廃棄物として処理できる。）

(1) 廃油

- ① 焼却設備で焼却
- ② 蒸留設備等で再生

(2) 廃酸及び廃アルカリ

- ① 中和設備で中和
- ② 焼却設備で焼却
- ③ イオン交換設備等で再生（pH2.0より大きく、pH12.5より小さくできる方法）

(3) 感染性産業廃棄物

- ① 焼却設備で焼却
- ② 熔融設備で熔融
- ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置で滅菌
- ④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱により消毒
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で規制されている感染性病原体に有効な方法により消毒

- (4) 廃PCB等
  - ① 焼却設備で焼却
  - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
  - ③ 無害化処理の認定を受けた方法により処理
- (5) PCB汚染物
  - ① 焼却設備で焼却
  - ② 水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
  - ③ 洗浄設備で除去
  - ④ 分離設備で除去
  - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法により処理
- (6) PCB処理物
  - ① 焼却設備で焼却
  - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式、プラズマ分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
  - ③ 洗浄設備で除去
  - ④ 分離設備で除去
  - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法により処理
- (7) 廃石綿等
  - ① 溶融設備で溶融
  - ② 無害化処理の認定を受けた方法により処理

#### (4) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- ① 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）
  - 適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物処分業者
  - 適用行為：埋立処分

図表 33 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条の5）

- 1 地中空間の利用禁止
 

特別管理産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で行ってはならない。
- 2 有害な特別管理産業廃棄物の埋立て
 

次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場）で行うこと。（有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は、P37 図表 36 のとおり。）

  - (1) 水銀を含む燃え殻又はばいじんを環境大臣が定めたところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの
  - (2) カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又は 1,4-ジオキサンを含む燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの

- (3) 水銀又はシアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥を環境大臣が定めたところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの
- (4) カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの
- (5) 廃水銀等処理物のうち、判定基準に適合しないもの
- (6) 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉱さい（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの

### 3 その他の特別管理産業廃棄物の埋立て

2で掲げた有害な特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工や浸出液処理設備等の設置、放流水や周縁地下水の水質維持など）が講じられた処分場）で行うこと。

### 4 埋立方法等の基準

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる産業廃棄物（熱しゃく減量 15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

### 5 周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置  
処分場の周囲に囲いを設け、みだりに人が立ち入れないようにすること。
- (2) 表示  
入口の見やすい箇所に、特別管理産業廃棄物の処分場であることを表示すること。  
また、有害な特別管理産業廃棄物の処分場については、その旨を併せて表示すること。

## ② 種類別の特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系

特別管理産業廃棄物の埋立処分にあたっては、特別管理産業廃棄物の種類ごとに処理基準が定められています。



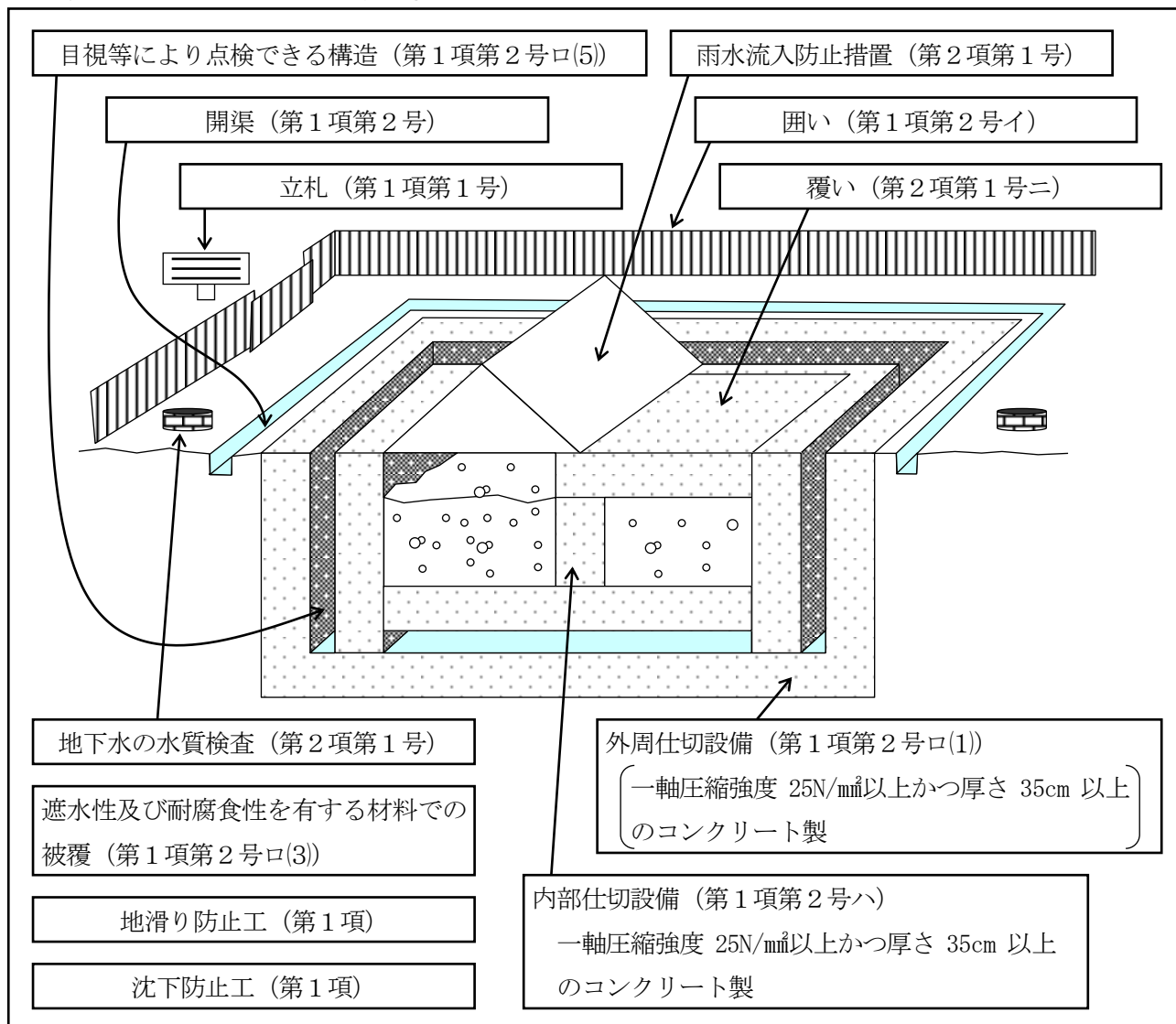
図表 34 種類別の特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第6条の5）

特別管理産業廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 廃油（揮発性有機化合物（12物質））	焼却設備で焼却又は熱分解設備で熱分解すること。	管理型
廃PCB等 PCB汚染物及びPCB処理物	焼却設備で焼却し、焼却後のものを判定基準に適合させること。 ① PCBを除去すること。 ② 焼却設備で焼却し、焼却後のものを判定基準に適合させること。 ③ ①・②が困難な場合、環境大臣が定める方法で処理すること。	
廃水銀等	環境大臣が定める方法で硫化及び固型化し、判定基準に適合させたもの	管理型+追加措置
	環境大臣が定める方法で硫化及び固型化し、判定基準に適合しないもの	遮断型
廃石綿等	固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。	管理型+追加措置
水銀を含む燃え殻、ばいじん、汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	管理型
	環境大臣が定める方法で固型化し、判定基準に適合させたもの	
シアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	環境大臣が定める方法で固型化し、判定基準に適合しないもの	遮断型
カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又は1,4-ジオキサンを含む燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）	判定基準に適合しないもの	遮断型
カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	
水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉱さい（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	管理型
揮発性有機化合物（12物質）等を含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	管理型
ダイオキシン類を含む燃え殻、ばいじん、汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	
廃酸、廃アルカリ及び感染性産業廃棄物	埋立禁止	

### ③ 遮断型最終処分場

遮断型最終処分場の構造等は次のとおりです。

図表 35 遮断型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）



### ④ 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準

有害物質を含む特別管理産業廃棄物は、廃棄物の種類や排出する施設によって異なりますが、一般的には、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭 48 環境庁告 13）に定められている検定を行った結果、有害物質の含有量が図表 36 に掲げる判定基準を超えるものをいいます。

また、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g を超えるばいじん、燃え殻及び汚泥やダイオキシン類の含有量が 100pg-TEQ/L を超える廃酸及び廃アルカリについては、有害物質を含む特別管理産業廃棄物とされています。

図表 36 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令（※））

有害物質名		判定基準		有害物質名	判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	13	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
	水銀又はその化合物	0.005mg/L	14	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
2	カドミウム又はその化合物	0.09mg/L	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
3	鉛又はその化合物	0.3mg/L	16	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
4	有機リン化合物	1mg/L	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
5	六価クロム化合物	1.5mg/L	18	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
6	砒素又はその化合物	0.3mg/L	19	チウラム	0.06mg/L
7	シアン化合物	1mg/L	20	シマジン	0.03mg/L
8	PCB	0.003mg/L	21	チオベンカルブ	0.2mg/L
9	トリクロロエチレン	0.1mg/L	22	ベンゼン	0.1mg/L
10	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	23	セレン又はその化合物	0.3mg/L
11	ジクロロメタン	0.2mg/L	24	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
12	四塩化炭素	0.02mg/L	25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g

※ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭48総令5）

⑤ 特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準

P32図表 32 の5に示す方法により処分又は再生された後に生じた廃棄物を埋立処分する場合には、あらかじめ図表 37 に示す環境大臣が定める基準に適合するものにしなければなりません。（平4環境庁告42）

図表 37 特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準

種類	中間処理方法	中間処理後に生じた廃棄物の埋立処分基準
感染性産業廃棄物	焼却	① 感染性がないように焼却されていること。 ② 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは、含水率85%以下にすること。
	溶融	① 感染性がないように溶融されていること。 ② 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは、含水率85%以下にすること。
	滅菌消毒	① 感染性がないように滅菌又は消毒されていること。 ② 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは、含水率85%以下にすること。
廃PCB等	分解（脱塩素化反応、光化学反応等）	① PCBが分解されていること。 ② 廃油は、焼却設備で焼却すること。 ③ 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものは、PCBが溶出しないように処理し、含水率85%以下にすること。
	分解（水熱酸化反応、熱化学反応、プラズマ反応）	① PCBが分解されていること。 ② 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは、PCBが溶出しないように処理し、含水率85%以下にすること。
PCB汚染物		① 固形状のものは、PCBが除去されていること。 ② 廃油は、焼却設備で焼却すること。 ③ 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものは、PCBが溶出しないように処理し、含水率85%以下にすること。
PCB処理物		① 分解されたものは、PCBが分解されていること。 ② 固形状のものは、PCBが除去されていること。 ③ 廃油は、焼却設備で焼却すること。 ④ 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ⑤ 泥状のものは、PCBが溶出しないように処理し、含水率85%以下にすること。
廃石綿等		① 基準に適合するように溶融又は無害化処理されていること。（ばいじんを除く。） ② ばいじんは、飛散ないようにセメント固化されていること。

(5) 特別管理産業廃棄物の海洋投入処分

特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはけません。

## 4 石綿含有産業廃棄物の処理

石綿含有産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P17 図表 19）、処分又は再生基準（P19 図表 22）、埋立処分基準（P22 図表 23）によるほか、図表 38 に示す基準を遵守してください。

図表 38 石綿含有産業廃棄物の処理基準

### 1 収集運搬のために必要な破碎又は切断

収集運搬のために石綿含有産業廃棄物を運搬車両等に積み込む際、やむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこと。

### 2 溶融を行う場合の基準

#### (1) 溶融施設の構造（施行規則第 12 条の 2）

- ① 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入できる供給装置が設けられていること。ただし、溶融中に廃棄物を投入できない施設を除く。
- ② 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を 1,500℃以上の状態で溶融でき、かつ、その温度を溶融に必要な時間保つため、空気量を調節できる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- ③ 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置に、温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的・連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合を除く。
- ④ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする排ガス処理設備（ばいじんを除去する高機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- ⑤ 溶融処理生成物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

#### (2) 溶融施設の維持管理（施行規則第 12 条の 7）

- ① 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿濃度を 6 か月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- ② 溶融処理生成物の基準適合確認試験を 6 か月に 1 回以上行い、かつ、記録すること。
- ③ 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 等

### 3 破碎を行う場合の基準

溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合には、次によること。

#### (1) 破碎設備の要件（施行規則第 12 条の 2）

- ① 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。
- ② 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散ないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合を除く。
- ③ 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な措置が設けられていること。

#### (2) 破碎の方法（施行規則第 12 条の 7）

- ① 集じん器の出口における排ガス中の石綿濃度を 6 か月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- ② 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。 等

#### 4 埋立処分を行う場合の基準

##### (1) 埋立処分の方法（施行令第6条）

- ① 最終処分場（施行令第7条第14号に規定する最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立てを行うこと。
- ② 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆うなどの必要な措置を講ずること。

##### (2) 熔融処理生成物の取扱い（施行令第6条）

石綿含有産業廃棄物を施行令第7条第11の2号に掲げる熔融施設で処理した場合、当該処理により生じた熔融処理生成物は、安定型産業廃棄物として処理できる。

#### 5 廃石綿等の処理

広島市では、廃石綿等の適正な処理を確保するため、その除去工事を行う者に次のとおり指導しています。

##### (1) 廃石綿等処理計画書の提出

石綿建材除去事業に伴い廃石綿等を排出しようとする事業者は、当該事業に着手するまでに、廃石綿等処理計画書を広島市長（産業廃棄物指導課）に提出すること。

##### (2) 廃石綿等適正処理の講習

廃石綿等処理計画書に記載されている特別管理産業廃棄物管理責任者は、当該事業に着手するまでに、広島市が行う廃石綿等適正処理に関する講習を受けること。

ただし、この講習を受けた日から1年間は、再度講習を受けることを要しない。

##### (3) 廃石綿等処理実施報告書の提出

廃石綿等の排出事業者は、その処分が終了した時点で、廃石綿等処理実施報告書を広島市長（産業廃棄物指導課）に提出すること。

※ 廃石綿等処理計画書及び廃石綿等処理実施報告書は、広島市が定めた様式を使用してください。

#### 6 水銀を含有する産業廃棄物の処理

水銀を含有する産業廃棄物（P9 図表 11）の処理にあたっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P17 図表 19）、処分又は再生基準（P19 図表 22）、特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準（P30 図表 31）、処分又は再生基準（P32 図表 32）によるほか、図表 39 に示す基準を遵守してください。

図表 39 水銀を含有する産業廃棄物の処理基準（施行令第6条、第6条の5）

#### 1 廃水銀等の処理基準

##### (1) 収集・運搬

- ① 必ず容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの）に収納して収集運搬すること。
- ② 積替え保管を行う場合には、容器に入れて密封し、飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

##### (2) 中間処理

廃水銀等を埋立処分する場合には、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において、粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと。

##### (3) 最終処分

硫化・固型化した廃水銀等が判定基準を満たす場合には、次の追加的措置を講じた管理型最終処分場で処分することができる。（判定基準を満たさない場合には、遮断型最終処分場で処分すること。）

- ① 最終処分場のうちの一定の場所において、分散しないように行うこと。
- ② その他の廃棄物と混合するおそれのないように区分すること。
- ③ 流出及び雨水侵入防止措置を講ずること。

#### 2 水銀を含む特別管理産業廃棄物の処理基準

次に該当する特別管理産業廃棄物は、処分又は再生にあたり、水銀の大気飛散防止措置を講ずるとともに、あらかじめばい焼その他の加熱工程により水銀を回収すること。

- ① 水銀を 1,000 mg/kg 以上含有する鉱さい、ばいじん及び汚泥
- ② 水銀を 1,000 mg/L 以上含有する廃酸及び廃アルカリ

#### 3 水銀含有ばいじん等の処理基準

##### (1) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀含有ばいじん等は、処分又は再生にあたり、あらかじめばい焼その他の加熱工程により水銀を回収すること。

ア 水銀を 1,000 mg/kg 以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥及び鉱さい

イ 水銀を 1,000 mg/L 以上含有する廃酸及び廃アルカリ

- ③ 水銀含有ばいじん等のうち、燃え殻、ばいじん又は汚泥であって、判定基準を満たさないものを埋立処分する場合には、あらかじめ、判定基準を満たすよう処理するか、コンクリート固型化を行うこと。

##### (2) 最終処分

水銀含有ばいじん等又はその処理物が判定基準を満たす場合には、管理型最終処分場で処分することができる。（コンクリート固型化物が判定基準を満たさない場合には、遮断型最終処分場で処分すること。）

#### 4 水銀使用製品産業廃棄物の処理基準

##### (1) 収集・運搬

- ① 破碎することのないように、かつ、その他の物と混合するおそれのないように収集運搬を行うこと。

- ② 保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀使用製品産業廃棄物は、処分又は再生にあたり、あらかじめばい焼又は分離により水銀を回収すること。

スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）、差圧式流量計、浮ひょう形密度計、傾斜計、積算時間計、容積形力計、ひずみゲージ式センサ、滴下水銀電極、電量計、ジャイロコンパス、握力計

(3) 最終処分

安定型最終処分場に埋め立てないこと。

## 7 PCB廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB特措法」という。）が施行され、次のとおり規定されています。

また、広島市においても、広島市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱（以下「広島市指導要綱」という。）を制定し、適正な管理の推進を図っています。

### (1) PCB特措法に基づく届出

#### ① 保管及び処分状況等の届出

PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、前年度におけるその保管及び処分の状況について、また、高濃度PCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）は、その廃棄の見込みについて、毎年度6月30日までに、事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（PCB特措法第8条第1項、第15条、第19条）

なお、保管及び処分の状況等については、都道府県知事（政令市は市長）より公表されます。（PCB特措法第9条、第15条、第19条）

#### ② 保管場所等の変更の届出

保管事業者又は所有事業者は、PCB廃棄物の保管場所又は高濃度PCB使用製品の所在場所を変更したときは、10日以内に、変更前及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（PCB特措法施行規則第10条第2項、第11条、第21条、第28条）

なお、高濃度PCB廃棄物については、環境省令で定める場合を除き、その保管場所を変更することが禁止されています。（PCB特措法第8条第2項）

#### ③ 処分終了又は廃棄終了の届出

保管事業者又は所有事業者は、全ての高濃度PCB廃棄物若しくは低濃度PCB廃棄物の処分又は全ての高濃度PCB使用製品の廃棄を終えたときは、20日以内に、事業場の所在地を管轄する都道

府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（PCB特措法第10条第2項、第15条、第19条）

#### ④ 承継の届出

保管事業者又は所有事業者において相続や合併、分割が行われ、その事業者の地位を承継したときは、30日以内に、事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（PCB特措法第16条第2項、第19条）

### (2) 期間内の処分等

広島市内のPCB廃棄物については、次の処分期間内に処分しなければなりません。また、高濃度PCB使用製品についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。（PCB特措法第10条、第14条、第18条）

PCB廃棄物等の種類		広島市における処分期間
高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変圧器・コンデンサー等	2018年3月31日まで (終了)
	安定器・汚染物等	2021年3月31日まで (終了)
低濃度PCB廃棄物		2027年3月31日まで

### (3) 譲渡し及び譲受けの制限

PCB廃棄物については、環境省令で定める場合を除き、その譲渡し又は譲受けが禁止されています。（PCB特措法第17条）

### (4) 罰則

罰則として、改善命令違反、譲渡し及び譲受けの制限違反、届出義務違反等が規定されています。（PCB特措法第33条、第34条、第35条、第36条）

### (5) 広島市指導要綱に基づく届出

広島市指導要綱に基づく届出は次のとおりです。詳しくは、広島市ホームページをご覧ください。

- ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管届出書（新たにPCB廃棄物を保管したとき）
- ② ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届出内容の変更届出書（届出内容に変更があったとき）
- ③ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分届出書（保管中のPCB廃棄物を処分したとき）
- ④ 特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更届出書（責任者を新たに設置又は変更したとき）
- ⑤ ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書（保管中のPCB廃棄物を紛失したとき）
- ⑥ ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書（保管中のPCB廃棄物の破損等があったとき）

※ 全ての高濃度PCB廃棄物若しくは低濃度PCB廃棄物を処分し、PCB特措法に基づく処分終了の届出を行う場合には、③の届出は不要です。



## 8 ダイオキシン類に係る対策

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「DXN特措法」という。）が施行され、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）が特別管理産業廃棄物に指定されるなど、次のとおり規定されています。

### (1) ダイオキシン類の含有量基準

図表 40 に掲げる産業廃棄物のうち、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g（廃酸及び廃アルカリは 100pg-TEQ/L）を超えるものは特別管理産業廃棄物です。

図表 40 ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物

種 類	発生施設
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法施行令別表第 1 第 5 号に掲げる施設（ばいじんは別表第 1 第 2 号及び第 4 号に掲げる施設を含む。）
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法施行令別表第 2 第 1 号から第 17 号までに掲げる施設等を有する工場又は事業場

※ DXN特措法施行の際（平成 12 年 1 月 15 日）現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等であって、セメント固化、薬剤処理又は溶媒抽出処理を行っているものについては、基準が適用されません。

### (2) ダイオキシン類の自主測定

廃棄物焼却炉の設置者は、DXN特措法に基づき、排出ガス又は排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の量を年 1 回以上測定し、都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。

### (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、環境省令で定める資格（P56 図表 50 参照）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。（法第 12 条の 2 第 8 項）

### (4) 特別管理産業廃棄物の処理基準

ダイオキシン類の含有量基準を超え、特別管理産業廃棄物とされた産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理基準が適用されます。

収集運搬にあたっては、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して行わなければなりません。

※ 特別管理産業廃棄物である特定施設排出物（ばいじん、燃え殻又は汚泥）と特別管理産業廃棄物以外の特定施設排出物とを混合する場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を熔融又は焼成する場合を除きます。

また、埋立処分にあたっては、あらかじめ総理府令で定める判定基準（3 ng-TEQ/g 以下）に適合させなければなりません。

(5) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

ダイオキシン類を含む蓋然性の高いばいじん及び燃え殻等については、より具体的に飛散及び流出を防止するための措置を講ずるように規定されています。（図表 41 参照）

なお、この措置については、発生施設を限定せず、埋立処分を行うすべてのばいじん及び燃え殻等に適用されます。

図表 41 ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

区分	飛散及び流出防止措置
埋立作業時	① あらかじめ、水分の添加、固型化、こん包等の必要な措置を講ずること。 ② 強風時には、埋立作業を中止する等の措置を考慮すること。 など
運搬車両	① 作業終了後に運搬車両を洗浄する等の必要な措置を講ずること。 ② 埋立地内部の走行時には、タイヤが直接廃棄物と接触することがないように配慮すること。 など
埋立作業終了後	表面を土砂で覆う等の必要な措置を講ずること。（即日覆土することが困難な場合には、開口部をシートで被覆する等の措置も有効である。）

(6) 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壤が汚染されることのないよう、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平 12 総・厚令 2）に従い、最終処分場を維持管理しなければなりません。

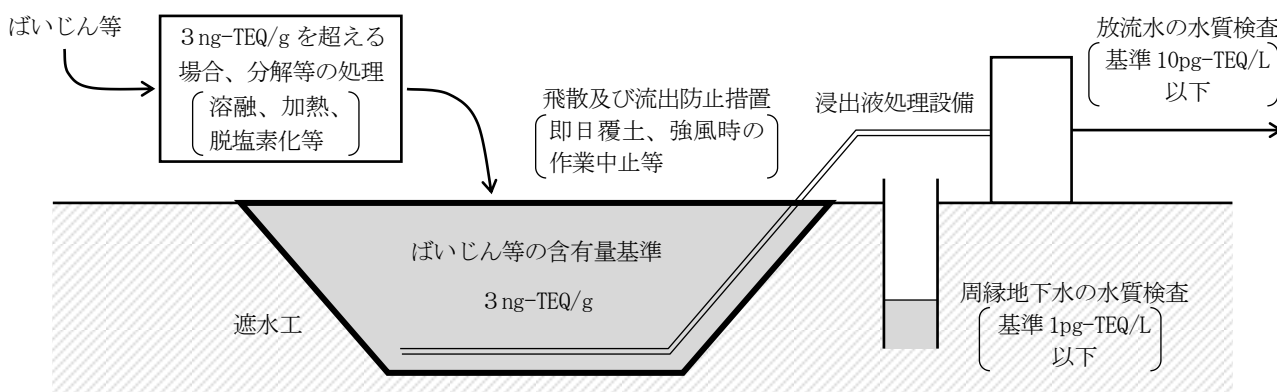
① 地下水の水質検査

ダイオキシン類に係る最終処分場の周縁地下水（2か所以上）の水質検査を年1回以上実施するとともに、水質の悪化が認められた場合には、必要な措置を講じなければなりません。

② 浸出液処理設備の維持管理

浸出液処理設備については、放流水の水質がダイオキシン類に係る基準 10pg-TEQ/L（維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合には、その数値）以下となるように維持管理するとともに、放流水の水質検査を年1回以上実施しなければなりません。

図表 42 最終処分場における措置



## 9 禁止事項等

### (1) 廃棄物の投棄禁止

廃棄物処理法では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。（法第16条）

この規定に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科となります。また、法人の場合は、3億円以下の罰金となります。（法第25条第1項、第32条）

これらの罰則は、平成9年、平成12年及び平成22年の法改正により強化されるとともに、平成15年の法改正では不法投棄の未遂罪（法第25条第2項）が、平成16年の法改正では不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者に対する罰則（準備罪）（法第26条第6号）が創設されました。

### (2) 廃棄物の焼却禁止

廃棄物の焼却については、図表43に示す例外を除いて禁止されています。（法第16条の2）

この規定に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科となります。また、法人の場合は、3億円以下の罰金となります。（法第25条第1項、第32条）

その他、投棄禁止と同様に、未遂罪及び準備罪があります。（法第25条第2項、第26条第6号）

#### 図表 43 焼却禁止の例外（法第16条の2、施行令第14条）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却（P20～21 図表22の4参照）</li><li>2 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却</li><li>3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却として政令で定められた次のもの<ol style="list-style-type: none"><li>① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却</li><li>② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却</li><li>③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却</li><li>④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却</li><li>⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって、軽微なもの</li></ol></li></ol> |
|--|

### (3) 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理禁止

指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の保管、収集運搬及び処分については、政令で定める基準に従って行う場合等を除いて禁止されています。（法第16条の3）

この規定に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科となります。（法第25条第1項）